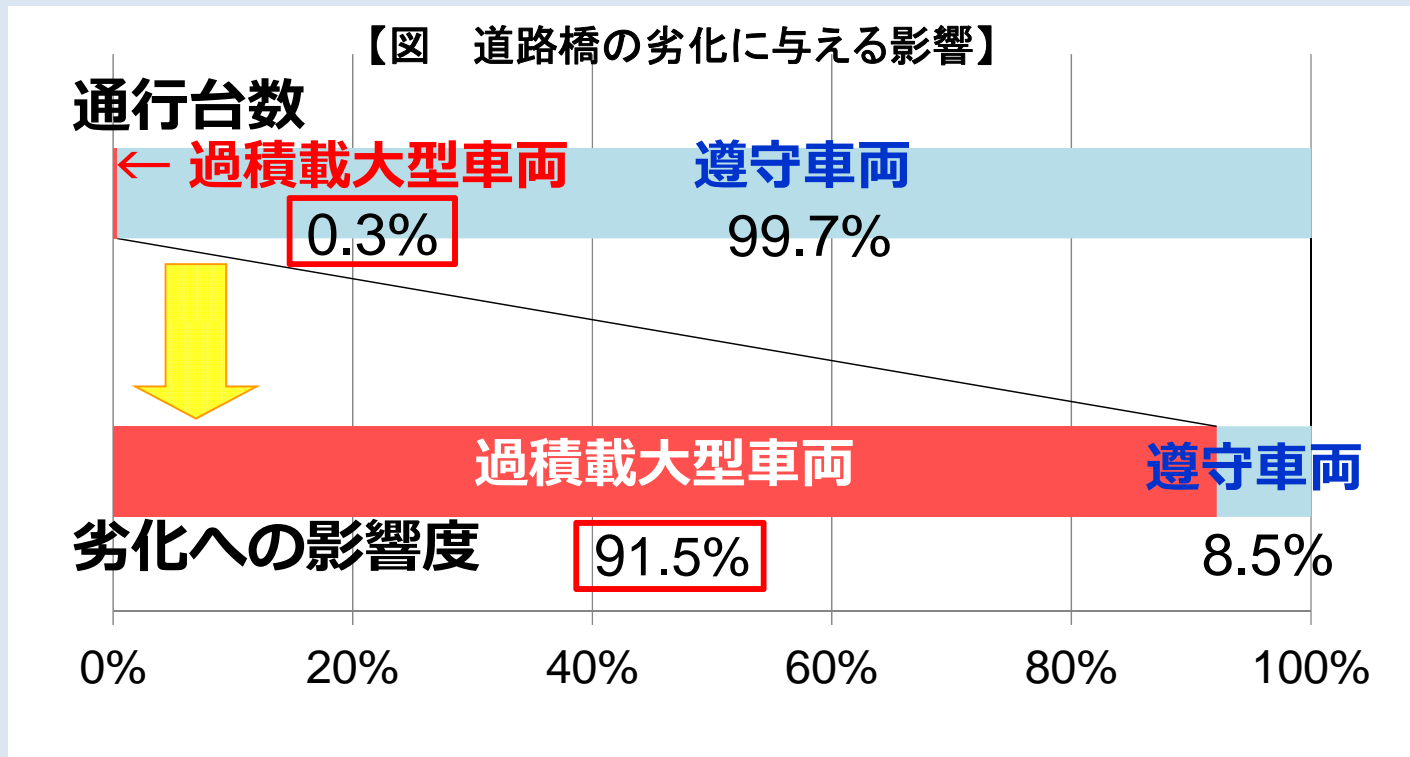


大型車両の通行適正化の 取組について

大型車の道路に与える影響

全交通の0.3%の過積載の大型車両が、道路橋の劣化に与える影響の約9割を引き起こしている。

1. 国等が実施した実験結果によると、道路橋のRC床版の劣化に与える影響については、重さの1.2乗に比例
2. 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



自動計測装置(全国39箇所に設置)のデータから試算

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化の取組

国民の財産である道路を大きく傷める過積載の悪質な違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支えている方には道路をより使いやすくする、メリハリの効いた取組を実施。

1. 適正に道路を利用する方への取組み

(1) 許可基準の見直し

- バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラの11.5トに統一
【H26年度中に実施】
- 45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和
【H26年度中に実施】

(2) 規格の高い道路の通行者に対して許可期間を短縮

- 大型車両を誘導すべき道路について、国による一括審査を実施
【H26年度から実施】

(3) 許可手続の簡素化

- 違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）を延長
【H27年度実施に向けて準備】
- ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の簡素化
【H28年度実施に向けて準備】

など

2. 過積載の悪質な違反者には厳罰化

(1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底

- コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路の一斉取締の実施
【継続して実施】

(2) 違反者に対する指導等の強化

- 基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は即時告発（レッドカード）
（現行では、措置命令4回で告発）
【H26年度から実施】
- 違反者に対する報告・立入検査の実施
【H26年度から実施】

(3) 関係機関との連携体制の構築

- 国土交通省、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等による連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施
【H25年度から実施】

など